

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇（以下「処分庁」という。）が、令和5年1月18日付けの特別障害者手当喪失通知書により請求人に対して行った特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

1 事実誤認があること

(1) 手帳保有

請求人は障害がある旨を記載された手帳を保有する者であり、手帳返還命令も取り消されたのであるから、請求人に当該障害があることは明らかである。

(2) 医学的所見

請求人は、平成24年10月28日、交通事故に遭い、その際の脳挫傷後遺症として当時の障害が残存している。令和4年5月19日付け〇〇病院の医師作成の診断書によれば、病名として、脳挫傷後遺症、右視野欠損、両上肢機能障害、両上肢麻痺、高次機能障害が挙げられており、医学的所見から請求人に障害があることは明らかである。

(3) 実生活

請求人は、一人暮らしを送っているが、起床・就寝・食事・排泄

・入浴・移動に常時介護が必要な状態である。

2 聴聞の欠缺

本件処分は、行政手続法上の不利益処分に該当し、請求人の手当を受給できるという地位をはく奪する不利益処分であるから、聴聞を行わなければならない（同法13条1号ロ）。

しかし、本件において請求人に対し聴聞が行われていないから、本件処分は違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 3月 21日	諮問
令和 6年 6月 21日	審議（第89回第2部会）
令和 6年 7月 26日	審議（第90回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法26条の2は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」としている。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能等の障害」という。）が法施行令別表第二（以下単に「別表第二」

という。別紙参照) 各号の一に該当し、かつ、当該身体機能等の障害以外の身体機能等の障害がその他の同表各号の一に該当するもの(法施行令1条2項1号)

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能等の障害が重複する場合(別表第二各号の一に該当する身体機能等の障害があるときに限る。)における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの(法施行令1条2項2号)

ウ 身体機能等の障害が法施行令別表第一(以下単に「別表第一」という。別紙参照)各号(10号を除く。)の一に該当し、かつ、当該身体機能等の障害が法施行令1条2項2号(上記イ)と同程度以上と認められる程度のもの(同項3号)

2 本件処分についての検討

- (1) 処分庁は、請求人の肢体不自由障害は、遅くとも平成28年7月頃には、階段の昇降を含めた自立歩行、日常生活動作、販売員との意思疎通を伴う買物等を行うのに何ら支障のない状態であったと判断したものと認められるが、本件行動調査報告等に照らして同様に判断した平成27年訴訟判決からすると、処分庁の当該判断は相当なものであると認められる。

このことは、本件処分後に判決があった令和2年訴訟判決からも裏付けられ、請求人の肢体不自由障害は、重くとも一上肢の機能の軽度の障害又は一下肢の機能の軽度の障害を残す程度にとどまるものであったというべきである(請求人からは、令和3年3月24日付特別障害者手当認定診断書が提出されているが、同診断書が医学的知見に反するものとして請求人の肢体の状況を示すものと認められない。)

また、請求人の視覚障害について、令和2年訴訟判決は、令和2年6月22日時点においても、両眼による視野の2分の1以上が欠けており、身体障害者障害程度等級表の5級に相当するとともに、身体障害者福祉法別表の一・4に該当する旨判示していることが認められる。

- (2) 以上を前提に請求人の身体機能等の障害が法施行令1条2項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当するか検討する。

ア 法施行令1条2項1号該当性について

法施行令1条2項1号は、身体機能等の障害が別表第二各号の一

に該当し、かつ、当該身体機能等の障害以外の身体機能等の障害がその他の同表各号の一に該当するものとしているところ、上記(1)のとおり、請求人の肢体不自由障害は、重くとも一上肢の機能の軽度の障害又は一下肢の機能の軽度の障害を残す程度にとどまるのであるから、別表第二各号のいずれの障害にも該当しない。

そうすると、仮に請求人の視覚障害が別表第二・1号ハに該当するとしても、当該視覚障害以外の身体機能等の障害が別表第二各号のいずれの障害にも該当しないのであるから、請求人の障害は法施行令1条2項1号に該当するということとはできない。

イ 法施行令1条2項2号該当性について

法施行令1条2項2号は、身体機能等の障害が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能等の障害があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が同項1号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるものとしているところ、仮に請求人の視覚障害が別表第二・1号ハに該当するとしても、上記(1)のとおり、請求人は、階段の昇降を含めた自立歩行、日常生活動作、販売員との意思疎通を伴う買物等を行うのに何ら支障のない状態であったと認められるのであるから、日常生活において必要とされる介護の程度が同号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるとはいえない。

したがって、請求人の障害は法施行令1条2項2号に該当するということとはできない。

ウ 法施行令1条2項3号該当性について

法施行令1条2項3号は、身体機能等の障害が別表第一各号（10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能等の障害が同項2号と同程度以上と認められる程度のものとしているところ、請求人の肢体不自由障害及び視覚障害は、上記(1)のとおりであって、別表第一各号のいずれの障害にも該当しないのであるから、法施行令1条2項3号に該当するということとはできない。

- (3) 以上によれば、請求人の障害の程度は、遅くとも平成28年7月時点において、法施行令1条2項各号のいずれにも該当しないのであるから、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当しない。

したがって、資格喪失日を手当の請求のあった同月6日として、法

施行令1条2項各号の障害が存在しないことを理由に、請求人の手当の資格を喪失させた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、請求人が手帳を保有し、手帳返還命令が取り消されていること、医学的所見及び実生活の状態から、本件処分には事実誤認がある旨主張する。

しかし、請求人の手帳の状況に照らしても、本件行動調査報告、平成27年判決等によれば、請求人の障害の程度は、法2条3項に該当せず、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- (2) 請求人は、第3・2のとおり、本件処分は、請求人の手当を受給できるという地位をはく奪する不利益処分であるから、聴聞を行わなければならない、聴聞を行っていない本件処分は違法である旨主張する。

しかし、本件処分は、聴聞等の除外事由の一つである「金銭の納付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分」（行政手続法13条2項4号）に該当するため、聴聞の機会を付与する必要はないものである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）